

○山梨県学校・警察連絡制度運用要領の制定について

〔平成29年4月26日〕
〔例規甲（少サ）第2号〕

学校と警察との相互連携については、山梨県学校・警察連絡制度運用要領の制定について（平成28年4月28日付け、例規甲（少サ）第4号。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであり、県下各市町村教育委員会等との間で協定の締結を進めてきた結果、現在、県下の学校の8割を超える260校を連携機関とするに至ったところである。

今後、連携の対象とすべき事案の範囲を拡大して更に運用を強化する必要があることから、山梨県学校・警察連絡制度運用要領を別添のとおり定め、平成29年4月26日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。

別添

山梨県学校・警察連絡制度運用要領

第1 基本的な考え方

制度の本旨は、児童生徒の安全確保、非行防止及び健全育成を重要課題としている学校、教育委員会等の教育機関（以下「学校等」という。）と警察が真に連携して児童生徒の問題の所在を相互に理解し、事後の効果的な指導育成を期することを目的としている。また、本制度の中で取り扱われる個々具体的な個人情報等は、警察と学校等が厳格に管理する責任（守秘義務）を負っており、管理責任者の指揮の下で組織的な対応として実施すべきものである。

第2 連携機関

本制度において、連携を行う機関（連絡窓口）は、学校等と警察との相互連携に関する協定書（以下「協定書」という。）に定めるところによるものとする。

第3 連携の内容

連携機関相互の一般的な情報交換はもとより、より実質的な連携として、児童生徒の問題行動の個々に着目した具体的な情報提供による相互連絡を行うことを主題とするが、これに基づき、必要に応じて児童生徒の問題行動に関し各連携機関が協議し、当該問題行動に係る具体的な対策を講ずることとする。

第4 連携の対象等

本制度における連携の対象とすべき事案は、原則として別表に掲げる内容に応じて学校等と協議した上で協定書に定めるものとする。

第5 相互連絡の範囲

この協定により、連携機関が相互に連絡する範囲は、対象事案に係る児童生徒の氏名及び事案の概要並びに当該児童生徒の安全確保、非行防止及び健全育成に資するための必要な情報とする。

第6 相互連絡検討表の作成

1 作成対象者

相互連絡検討表(第1号様式)を作成する必要がある児童生徒は、犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年とするほか、非行の防止及び健全育成の対策上、必要と認める児童生徒とする。

2 作成の判断

相互連絡検討表の作成の判断は、対象となる児童生徒ごとに山梨県少年警察の活動に関する訓令(平成14年山梨県警察本部訓令第17号)第11条第1項に規定する少年事件選別主任者が審査責任者となり、連絡の要否を総合的に判定し、最終的に所属長が判断するものとする。

3 作成担当者

- (1) 犯罪少年、触法少年及びぐ犯少年については、当該対象児童生徒を取り扱った警察官又は少年補導職員とする。
- (2) (1)以外の対象児童生徒については、少年担当警察官又は少年補導職員とする。

第7 連絡責任者及び相互連絡の方法

- 1 相互連絡は、相互連絡の対象事案を取り扱った警察署の署長及び学校等の長を連絡責任者とし、連絡責任者又は連絡責任者が指定する連絡担当者が面接又は電話等により、速やかに行うものとする。
- 2 連絡責任者は、少年事件選別主任者等を連絡担当者として指定し、相互連絡業務を担当させることができるものとする。

第8 相互連絡に関する保秘の徹底

相互に提供された情報については、個人情報、公共の安全に関する情報等秘密の保持が厳守されるべき事項を含むものであり、本制度の趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれを慎むこと。

第9 相互連絡の実施時及び連携時における配意事項

1 情報の一元化

相互連絡を必要とする事案は、生活安全部門に限らず、刑事、交通等他部門にも及んでいることから、少年事件選別主任者に情報を一元化し、連絡漏れのないように努めること。

2 正確かつ迅速な連絡

関係者が多数の事案や複雑な事案については、齟齬^{そご}を生じることのないよう、少年事件選別主任者が情報内容を精査し、正確な連絡に努めること。

3 保護者等の理解と協力

本制度を運用する必要のある事案と判断した場合は、学校等に連絡する旨を対象児童生徒の保護者に確実に伝え、理解と協力を得ること。

4 不利益処遇の回避

本制度に係る協定では、本制度の趣旨を踏まえ、相互に提供された情報のみによって、対象事案に関係する児童生徒への短絡的な不利益処遇がなされることのないよう、「対象事案に関係した児童生徒の指導については、真に教育的効果を考えて行う。」等の配意事項を明記することになるが、教育現場の管理権に及ぶものであることから、連絡の際は誤解のないよう言動には十分注意すること。

5 安全確保、非行防止及び健全育成への配慮

本制度の運用に当たっては、関係機関の緊密な連携によって、制度の趣旨に沿った対象児童生徒の安全確保、非行及び被害の防止並びに健全育成が図られ、また、学校内外における児童生徒への影響等を十分に考慮し、個々の事案に応じた適切な事後措置が講じられるよう配意すること。

第10 報告等

- 1 本制度の運用を図って、学校等へ連絡を行った事案については相互連絡発信表(第2号様式)、学校等から連絡を受理した事案については相互連絡受理表(第3号様式)により、生活安全部少年・女性安全対策課長(以下「少年・女性安全対策課長」という。)を経由して警察本部長に報告すること。

なお、毎月の取扱状況について、翌月の5日までに学校・警察連絡制度実施結果報告(第4号様式)により、少年・女性安全対策課長宛てに報告するものとする。

- 2 本制度の運用を図った事案等により、苦情、意見等が寄せられた場合は、その内容を少年・女性安全対策課長を経由して警察本部長に速報すること。

別表

<p>1 警察から学校等へ連絡すべき事案</p>	<p>1 逮捕事案</p> <p>2 逮捕事案以外の事案のうち、継続的に対応することが必要と認められる次に掲げる事案</p> <p>(1) 犯罪少年に係る事案</p> <p>(2) 触法少年に係る事案</p> <p>(3) ぐ犯少年に係る事案</p> <p>(4) 児童生徒の犯罪被害事案</p> <p>3 声かけ事案、不審者などの事案</p> <p>4 その他警察が連携の必要を認めた事案</p>
<p>2 学校等から警察へ連絡すべき事案</p>	<p>1 児童生徒等が問題行動等を繰り返している事案</p> <p>2 児童生徒の非行による被害の未然防止及び安全確保のため、学校等が警察との連携を必要と認めた事案</p> <p>3 学校内外における児童生徒の犯罪被害等の未然防止及び安全確保のため、学校等が警察との連携を必要と認めた事案</p> <p>4 いじめ及び児童虐待の再発又は深刻化の防止のため、学校等が警察との連携を必要と認めた事案</p> <p>5 その他学校等が連携の必要を認めた事案</p>

注 連絡の必要性については、事案を取り扱った連携機関がそれぞれ判断するものとする。

様式 略